

新旧対照表（青森県公害防止条例の一部を改正する条例案）

新		旧							
<p>別表第一 ばい煙関係施設（第十八条関係）</p>	<p>別表第一 ばい煙関係施設（第十八条関係）</p>	<p>備考略</p>	<p>備考略</p>						
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;"> <p>廃棄物焼却炉</p> </td> <td style="width: 50%;"> <p>火格子面積が一平方メートル以上二平方メートル未満であるか、又は焼却能力が一時間当たり一〇〇キログラム以上二〇〇キログラム未満であること。</p> </td> </tr> </table>	<p>廃棄物焼却炉</p>	<p>火格子面積が一平方メートル以上二平方メートル未満であるか、又は焼却能力が一時間当たり一〇〇キログラム以上二〇〇キログラム未満であること。</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;"> <p>一 ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）</p> </td> <td style="width: 50%;"> <p>日本産業規格B八二〇一及びB八二〇三の伝熱面積の項で定めるところにより算定した伝熱面積が五平方メートル以上一〇平方メートル未満であること。</p> </td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;"> <p>二 廃棄物焼却炉</p> </td> <td style="width: 50%;"> <p>火格子面積が一平方メートル以上二平方メートル未満であるか、又は焼却能力が一時間当たり一〇〇キログラム以上二〇〇キログラム未満であること。</p> </td> </tr> </table>	<p>一 ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）</p>	<p>日本産業規格B八二〇一及びB八二〇三の伝熱面積の項で定めるところにより算定した伝熱面積が五平方メートル以上一〇平方メートル未満であること。</p>	<p>二 廃棄物焼却炉</p>	<p>火格子面積が一平方メートル以上二平方メートル未満であるか、又は焼却能力が一時間当たり一〇〇キログラム以上二〇〇キログラム未満であること。</p>	<p>備考略</p>	<p>備考略</p>
<p>廃棄物焼却炉</p>	<p>火格子面積が一平方メートル以上二平方メートル未満であるか、又は焼却能力が一時間当たり一〇〇キログラム以上二〇〇キログラム未満であること。</p>								
<p>一 ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）</p>	<p>日本産業規格B八二〇一及びB八二〇三の伝熱面積の項で定めるところにより算定した伝熱面積が五平方メートル以上一〇平方メートル未満であること。</p>								
<p>二 廃棄物焼却炉</p>	<p>火格子面積が一平方メートル以上二平方メートル未満であるか、又は焼却能力が一時間当たり一〇〇キログラム以上二〇〇キログラム未満であること。</p>								